

My GYMパーソナルトレーニングに関する契約書

お客様(以下「甲」という)とトレーナー(以下「乙」という)はトレーニング指導に関し、次の通り契約(本契約)を締結する。

第1条(業務内容)

1. 甲の依頼に対するカウンセリング、フィジカルアセスメント、トレーニング指導およびコンディショニング、リコンディショニング等

第2条(契約期間)

1. 本契約の終了は特に定めないものとする。

第3条(指導場所及び指導時間の詳細)

1. 指導場所は My GYM (長崎市築町 1-17 第 2 岩元ビル 4F) 内とする。
2. 指導時間は 40 分～80 分でありその都度甲乙協議のうえ決定する。
3. 予約、キャンセル方法は WEB を原則とし、必要な場合は直接、契約トレーナーに電話やメールにて行う。

第4条(報酬)

1. 甲から乙への報酬の支払いはセッション前に行うこととする。
2. 報酬の支払いは原則 VISA ないし Master カードでの支払いとする。現金の場合は My GYM にて支払う。
3. 報酬の詳細は別紙を参照のこと。
4. 一度支払われた報酬のうちセッション開始時刻を過ぎたものはいかなる場合も返金しない。またキャンセルはセッション開始時刻の 72 時間前以降は 50%、24 時間前以降は 100%支払うものとする。

第5条(甲乙の安全配慮・指示に従う義務)

1. セッション中、乙は甲の身に怪我や事故が発生しないように十分に配慮しなければならない。ただし乙の明らかな過失が認められない場合の怪我、事故はその責任を負えないものとする。
2. 甲は、セッション中は、乙及び My GYM の安全上の指示に対しては、異議なくこれに従わなければならない。
3. 甲は、乙からの甲の体調、心身の状況、既往症等の質問に対しては正直に回答しなければならない。
4. 甲が、第 2 項及び第 3 項に違反した場合、乙が、甲、その他第三者または設備等に危険・損害が生じる可能性があると判断した場合は、乙はセッションを甲の同意なくして中止することができその場合は一切の返金をしない。

第6条(守秘義務)

1. 乙は活動の遂行上知り得た甲の個人情報を一切他へ漏洩してはならない。

第7条(協議)

1. 本契約に定めのない事項または本契約の内容に疑義が生じた場合はその都度、甲乙協議のうえ決定する。

第8条(契約内容の変更)

1. 本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は書面にて新たな契約書を作成するものとする。

上記の通り本契約を締結し、その証として本書を 2 通作成し甲乙記名捺印のうえ各々 1 通を保管する。

平成 年 月 日

お客様名 or 保護者氏名(甲)

印 未成年者の場合の氏名

トレーナー名(乙)

印